

第七回国会 農林委員会 議録 第十九号

昭和二十五年三月二十五日(土曜日)

午前十一時三十二分開議

出席委員

- 委員長 小笠原八十美君
- 理事 安部 俊吾君 理事 松浦 東介君
- 理事 八木 一郎君 理事 藤田 幸太郎君
- 理事 山村新治郎君 理事 山口 武秀君
- 青木 正君 足立 篤郎君
- 宇野秀次郎君 遠藤 三郎君
- 河野 謙三君 寺本 齋君
- 中垣 國男君 中村 清君
- 原田 雪松君 平澤 長吉君
- 平野 三郎君 淵 通義君
- 村上 清治君 守島 伍郎君
- 足鹿 覺君 石井 繁丸君
- 坂口 主税君 高田 富之君
- 横田甚太郎君 小平 忠君

出席政府委員

- 農林事務官 藤田 巖君
- 農政局長 山根 東明君
- 農林事務官 山根 東明君
- 農政局長 山根 東明君
- 農林事務官 山根 東明君
- 農政局長 山根 東明君
- 農林事務官 山根 東明君
- 農政局長 山根 東明君

委員外の出席者

- 農林事務官 安田善一郎君
- 農政局長 安田善一郎君
- 農林事務官 安田善一郎君
- 農政局長 安田善一郎君
- 農林事務官 安田善一郎君
- 農政局長 安田善一郎君
- 農林事務官 安田善一郎君
- 農政局長 安田善一郎君

三月二十四日

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案(内閣提出第一二四号)

の審査を本委員会に付託された。

第一類第九号

農林委員会議録第十九号 昭和二十五年三月二十五日

本日の会議に付した事件

肥料配給公団令の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

油糧配給公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案(内閣提出第一二四号)

○小笠原委員長 これより会議を開きます。

議事に入る前に、議案が付託に相なりましたから、御報告いたします。昨日内閣提出による松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案が、本委員会に付託に相りました。以上御報告いたします。

それではまず農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題とし、その審査に入ります。政府の提案理由の説明を求めます。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

第十條第一項第三号中「又は共同利用施設の設置」を削り、同号の次に次の一号を加え、同項第九号中

「改善を」改善又は医療に改める。

三の二 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設(医療に関するものを除く。)の設置

第十條第六項を次のように改める。

前項の農業協同組合連合会は、

会員のために、手形の割引をし、若しくは定款で定める金融機関に對して会員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立て、農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関の業務の代用をし、若しくは政令の定めるところにより内閣府が取り立てることができる。

第十條第六項の次に次の二項を加える。

農業協同組合連合会は、第一項の規定にかかわらず、同項第九号又は第十号の事業と同項各号に掲げる事業のうち第九号及び第十号以外のもの(以下経済的の事業という。)とを併せ行うことができな

い。但し、左に掲げるものについては、この限りでない。

一 第一項第九号又は第十号の事業を行う農業協同組合連合会が、その会員の申出により、当該組合員のために同項第五号の事業であつてその費用に充てるために第三号から資金を借り入れる必要のないものを併せ行うこと。

二 第一項第九号又は第十号の事業を行う農業協同組合連合会が、当該事業の目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において、経済的の事業を併せ行うこと。

三 経済的の事業を行う農業協同組合連合会が、当該事業の目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において、同項第九号又は第十号の事業を併せ行うこと。

都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合連合会は、第一項の規定にかかわらず、同項第三号又は第六号の事業と同項各号に掲げる事業のうち第三号以外のもの又は第六号以外のものとを併せ行うことができな

い。但し、左に掲げるものについては、この限りでない。

一 第一項第三号又は第六号の事業を行う当該農業協同組合連合会が、当該事業の目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において、同項各号に掲げる他の事業を併せ行うこと。

二 第一項第三号及び第六号の事業以外の事業を行う当該農業協同組合連合会が、当該事業の目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において、同項第三号又

は第六号の事業を併せ行うこと。

三 第一項第七号の事業を行う当該農業協同組合連合会が、組合員の事業若しくは生活に必要な物資を加工して供給し、又は組合員の生産する物資を加工して販売すること。

第五十二條の次に次の一條を加える。

第五十二條の二 前二條に定めるものの外、組合が、当該組合とその組合員との間の財務関係を明らかにし、その他組合員の利益を保全するためにその財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令でこれを定める。

第六十五條第一項の次に次の二項を加える。

農業協同組合連合会については、前項の規定による合併の議決は、投票によつてこれを行わなければならない。

農業協同組合連合会の会員たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が前項の規定により合併を可とする投票を行うには、これにつき、それぞれの總會において、その組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席し、無記名投票によつて、その議決権の三分の二以上の多数による議決があつた旨を証する書面を併せて提出しなければならない。

は第六号の事業を併せ行うこと。

三 第一項第七号の事業を行う当該農業協同組合連合会が、組合員の事業若しくは生活に必要な物資を加工して供給し、又は組合員の生産する物資を加工して販売すること。

第五十二條の次に次の一條を加える。

第五十二條の二 前二條に定めるものの外、組合が、当該組合とその組合員との間の財務関係を明らかにし、その他組合員の利益を保全するためにその財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令でこれを定める。

第六十五條第一項の次に次の二項を加える。

農業協同組合連合会については、前項の規定による合併の議決は、投票によつてこれを行わなければならない。

第九十三條を次のように改める。
第九十三條 行政庁は、組合から、当該組合が法令、法令に基いて行政庁の処分、定款若しくは規約を守つてゐるかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般状況に関する資料であつて組合に特に必要なもの提出を命ずることが出来る。

第九十四條に次の一項を加える。
行政庁は、第十條第一項第二号の事業を行う組合又は都道府県の区域若しくはこれを超える区域を地区とする組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。
第九十五條中「行政庁は、」の下に「第九十三條の規定による報告を徴した場合は」を加える。
第九十六條第一項中「千円」を「一万円」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行の際、改正後の農業協同組合法第十條の規定により併せ行うことができなくなつた事業を現に併せ行つてゐる農業協同組合連合会は、同條の規定にかかわらず、この法律施行後一年を限り、なおその事業を併せ行うことができる。

○森岡務大臣 たいま議題となりまして、農業協同組合法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

おもな改正事項は二つございまして、その第一は、連合会の兼営禁止の規定であります。すなわち、農業協同組合法第十條第一項第九号、第十号のいわゆる農村の生活改善、教育、指導等の事業は、これに関連して行う場合を除きまして、他の経済的兼営と兼営することを禁止し、また都道府県の区域以上の連合会につきましては、関連事業として行う場合を除きまして、購買事業及び販売事業をそれぞれ独立して経営すべきものとしたわけでありまして、この改正は、協同組合におきましますところの教育、指導事業の伸長をはかりましたため、民主的な協同組合組織を確立するための措置であります。それが、その連合会の経営の基本的な条件につきましても、関係方面と打合せの上、十分これを考慮いたしました次第であります。

第二の点は、農業協同組合の経営を適正に処理するための基準を、政令で定めるための根拠を規定しました点と、これに関連いたしました点、監督規定を若干整備いたしました点であります。御承知の通り、農業協同組合の経営の現状は、現在の経済情勢等を反映いたしまして、一般に必ずしも容易ではないのであります。一部におきましては、役員員の経験不足、無自覚等の原因によりまして、その経営がきつめて憂慮すべき状態にあるものも若干存するのであります。このような事態に対しまして、組合員の利益を保護し、あわせて農業協同組合全体の信用を高めまするために、このような措置を必要とするものと考えられております。これが、これにつきましても、あわせて組合の自主性をも十分尊重いたしました次第

であります。以上が法案のおもな内容であります。が、何とぞ御審議の上可決あらんことを切望する次第であります。
○小笠原委員長 これにて本案に対する提案理由の説明は終わりました。
○小笠原委員長 次に松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案を議題とし、その提案理由の説明を求めます。

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案
松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案
（目的）
第一條 この法律は、松くい虫等その他の森林病害虫を早期に、且つ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて森林の保全を図ることを目的とする。
（定義）
第二條 この法律において「松くい虫等」とは、松、杉その他の樹木に附着してその生育を害するせん孔虫類をいう。

第三條 農林大臣は、松くい虫等が異常にまん延して森林資源に重大な損害を與えるおそれがあると認めるときは、早期に、且つ、徹底的に、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要な限度において、区域及び期間を定め、左の各号に掲げる命令をすることが出来る。
一 松くい虫等の附着している樹木を所有し、又は管理する者に対し、当該樹木の伐倒及び皮並びに松くい虫等及びその附着しての枝條及び樹皮の焼却を命ずること。
二 伐採跡地を所有し、又は管理する者に対し、松くい虫等が附着し、又は附着するおそれがある根株のはく皮並びに松くい虫等及びその附着している枝條及び樹皮の焼却を命ずること。
三 松くい虫等が附着している伐採木等の移動を制限し、又は禁止すること。
四 松くい虫等が附着し、又は附着するおそれがある伐採木等を所有し、又は管理する者に対し、そのはく皮又は枝條及び樹皮の焼却の措置を命ずること。
前項の規定による命令で第八條の規定により損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内においてしなければならない。

第一項の規定による命令をしようとするときは、その三十日前までに、省令で定める手続に従い、左の事項を公表しなければならない。
一 区域及び期間
二 松くい虫等の種類
三 行うべき措置の内容
四 その他必要な事項
前項第一号の区域内において森林、樹木又は伐採木等を所有する者は、同項の規定による公表があつた日から二週間以内に、理由を記載した書面をもつて農林大臣に不服の申立をすることが出来る。
農林大臣は、前項の規定による不服の申立を受けたときは、その者に對し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聽聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べべる機会を與へた後、当該申立に対する決定をしなければならない。

農林大臣は、第一項の命令を受けるべき者の所在が知れないときその他当該命令をその者に到達することができないときは、省令で定める手続に従い、当該命令の内容を公告して到達に代えることができる。
（駆除措置）
第四條 農林大臣は、前條第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる命令をした場合において、森林、樹木又は伐採木等の所有者又は管理者が指定された期間内に命ぜられた措置を行わないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

農林大臣は、前項の規定により松くい虫等の駆除又はそのまん延を防止するための措置を行う場合において必要があるときは、都道府県に協力を求めることができる。
（都道府県知事の駆除命令等）
第五條 都道府県知事は、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、その必要の限度において、区域及び

林、樹木又は伐採木等を所有する者は、同項の規定による公表があつた日から二週間以内に、理由を記載した書面をもつて農林大臣に不服の申立をすることが出来る。
農林大臣は、前項の規定による不服の申立を受けたときは、その者に對し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聽聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べべる機会を與へた後、当該申立に対する決定をしなければならない。

期間を定め、第三條第一項各号に掲げる命令をすることが出来る。
2 前項の場合には、第三條第三項から第六項まで及び前條第一項の規定を準用する。

(立入検査)

第六條 農林大臣又は都道府県知事は、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該官吏又は森林害虫防除員に、森林又は貯木場、倉庫その他伐採木等を蔵置する場所に立ち入らせ、樹木又は伐採木等を検査させ、又は検査のため必要な最少量に限り、無償で、樹皮又は枝條を収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は収去をする当該官吏及び森林害虫防除員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(指示権)
第七條 当該官吏又は森林害虫防除員は、前條第一項の規定による検査の結果、伐採木等に松くい虫等が附着し、又は附着するおそれがあると認めるときは、当該伐採木等の所有者又は管理者に対し、はく皮、枝條及び樹皮の焼却等の措置を行うべき旨を指示することができる。

2 前項の指示を受けた者がその指示に従わないときは、当該官吏又は

は森林害虫防除員は、当該伐採木等につき、自らはく皮、焼却等の処分をすることが出来る。
(損失補償)
第八條 国又は都道府県は、第三條第一項若しくは第五條第一項の規定による命令又は前條第二項の規定により当該官吏若しくは森林害虫防除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による補償の額は、第三條第一項第一号、第二号又は第四号の命令に係る場合にあつては、幹若しくは根株のはく皮又は枝條及び樹皮の焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額とし、同項第三号の命令又は前條第二項の処分に係る場合にあつては、その命令又は処分により通常生ずべき損失額に相当する金額とする。

3 第一項の補償を受けようとする者は、農林大臣又は都道府県知事に、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を提出しなければならない。
4 農林大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつたときは、遅滞なく補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。

5 申請人は、前項の決定について不服があるときは、農林大臣又は都道府県知事に訴願することが出来る。
(国庫補助)
第九條 国は、都道府県に対し、予算の定める範囲内において、この

法律の規定により都道府県知事の行う松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止に関する措置に要する費用の一部を補助することが出来る。
(分担金)
第十條 都道府県は、第五條第一項若しくは同條第二項において準用する第四條第一項の規定により都道府県知事が行う松くい虫等の駆除若しくはそのまん延の防止のため必要な措置又は第七條第二項の規定により森林害虫防除員の行う処分により利益を受ける森林、樹木又は伐採木等の所有者又は管理者から、その者の受ける利益を限度として、地方自治法(昭和二十三年法律第六十七号)第二百七十七條の分担金を徴収することが出来る。

(森林害虫防除員)
第十一條 この法律に規定する松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止の事務に従事させるため、都道府県に森林害虫防除員を置き、当該都道府県の吏員をもつてあて

る。
(特例)
第十二條 松くい虫等以外の森林害虫又は獸類、菌類若しくはバイラスが異常にまん延して森林資源に重大な損害を與えるおそれがあり、緊急にこれを駆除し、又はそのまん延を防止する必要があるときは、第三條から第十條までの規定に準じ、一年以内の期間を限り、政令でその駆除又はまん延の防止のため必要な事項を定めることができる。

(罰則)
第十三條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
一 農林大臣又は都道府県知事の第三條第一項第三号に掲げる命令に違反した者
二 第四條第一項(第五條第二項において準用する場合を含む。)の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者
第十四條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
一 農林大臣又は都道府県知事の第三條第一項第四号に掲げる命令に違反した者
二 第七條第二項の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者
第十五條 第六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。
附則
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
2 森林法(明治四十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
第八十一條及び第八十二條を次のように改める。
第八十一條及び第八十二條 削除

第三百二條中「又ハ第八十一條第一項」を削る。
○森岡務大臣 松くい虫等その他の森林害虫の駆除予防に関する法律の提案の説明を申し上げます。
普通に松食虫という名で総称されている穿孔虫類に属する森林害虫が、近畿、九州の一角に発生を見たのは、すでに二十年も前のことでありますが、これが戦時から戦後にかけて急速な勢いで蔓延いたしました。今やほとんど全国の松林、名勝旧蹟の松、海辺の防風林など、松という松を非常に繁殖力をもつて食い荒らつております。これは、わが国の森林生産に重大な支障を及ぼすものとして、まことに憂慮にたえないところであります。
この松食虫は、戦時戦後における濫伐により、森林環境が激変したのに伴つて、にわかには大量発生を見たのでありまして、これが絶滅を期するために、この際相当強力な措置を徹底的に講ずる必要があるものであります。従来相当熱心を実施されてきた駆除事業が、十分な効果も上げ得なかつたのは、害虫発生早期発見、被害状況の調査、それに基づく防除計画の樹立、その実施のための措置等の一連の組織がはつきりしていなかつたこと、森林法に基く害虫駆除法規自体にも不備欠陥があつたため、行政庁が有効適切な処分をなし得ず、森林所有者もまた半ば災難とあきらめ、十分な協力を惜しんだこと等にあつたのであります。この際防除の実施を促進するための制度、及び組織を確立することが急務であります。これらの点にかんがみまし

て、新たに本法を提案する次第であります。次に本法の内容をごく簡単に説明申し上げます。

○小笠原委員 長 これにて本案に対する提案理由の説明は終りました。

○小笠原委員 長 引き続き質疑でありまして、前会に引続き油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を継続いたします。足鹿君。

○足鹿委員 大臣に二、三お尋ねいたしたいのであります。去る三月七日でありましたか、天然資源局のワイリアムソン農業課長と農林大臣が面接をされた際に、食糧統制緩和に関する示唆を受けられたことが報せられ、爾来非常なショックを各方面に與えておるのではありませんか、今までの質疑応答を聞きますと、まだその示唆なるものの形が、私どもにははつきりしておらないのであります。昨年の秋発せられたらしいも類に関する總司令部の覚書によりますと、その第二項によつて、かりに政府がいも類の統制を緩和いたしましたも、ただちにそれが米麦の統制を緩和することを意味しないということが、はつきり文書によつて示達されておるのであります。その後において食糧統制緩和の示唆は今回が初めてだと思ひますが、この文書による正式の覚書の趣旨を修正あるいは変更するに足る強い関係筋の意図が、何らかの形で発せられておるのであるか。その間に於いて大臣の御連絡になりましたことがありますならば、明確にしたいだきたいと思つておられますか。

○森岡委員 大臣、お答えいたしますが、これは別段文書によつて正式に通達をされたものでもありませんし、また天然資源局としての立場において示唆をされたものでもないであります。農業課長の個人の気持として、日本の現在の食糧供出制度に対する考え方から、個人としての意見を吐かれたのであります。新聞にもいろいろ伝えておられますが、それは供出制度については、御承知の通り相政府も苦しんで参つておられます。ことに昨年、二十五年の米の生産計画を立てるにつきましたも、非常に末端における公正を欠くという点において、いろいろの苦情難題が持ち上つておるような場合もあり、また昨年の供出の補正問題につきましても、その補正の点において、さらに免責制度を設けよというような問題も相当して参りました。日本国民の食糧全般に対して責任を持つておる司令部に於いておるといふ状態が想像されるのであります。従つて日本の生産が、司令部等が昨年考えましたのは、七千五百余万石の予想もいたしておるのであります。政府は六千五百万石の予想をいたして、しかもそれが病虫害、風害等のために千五百万石の減收だといふような各府県知事の報告もたらされる、一体日本の統計はどれを信拠として考えていいかわからない。だからそういうふうなものを基礎としてこの供出制度を考えて行くことは非常に不安である。だから今安心して供出制度、配給制度のできるような方法を考えたらどうか、こういう気持で、これはばく個人の考えであるが、このので話されたのであります。しかし政府におきましても、御承知の通り、今申しました供出制度については、相

皆さんにも御心配をかけて、政府自身も非常に苦勞をいたしておるのであります。ことに農業団体等からは、司令部へ直接、さような供出制度では農民を苦しめ、農民は再生産ができない、裸供出をせざるを得ない、というようなきつい輿論として持ち込まれておるといふような点もあるものであります。それで天然資源局の農業課長としての考え方、一つの誘因となつたとも考えられるのであります。何か、何とかいふ方法はないか、こういう示唆があつたのであります。政府におきましても、今申しましたいろいろの事情によりまして、理想的な供出制度はできておりません。しかも明年三月一ぱいで現在の供出制度の基本法律は改正しなければならぬことになっておられます。いづれは改正しなければならぬということをお考へしておる場合であります。司令部の一課長の意見でありますけれども、司令部の意見のあつたことによつたわけではございませんが、政府もそういう機会に到達いたしておられます。この際供出制度自体をかえなければならぬのだから、根本的にかえるようにひとつ研究を進めてみよう、こういうことで、保の責任者に検討を加えておるわけでありまして、しかしそのう申しまして、二十五年の生産米に對しましては、すでに計画を發表いたしておるわけでありまして、これを變更する考えはありません。ただ二十六年度に持ち越されるところの本年十月、十一月にまきつける麦、この麦からは新しき制度によつて考へて行かなければならぬ、かように考へておるわけでありまして、まだ具体的にこうしたい方がよい、ああしたい方がよいといふこ

とは――一部においてはいろいろ研究されておるようでありまして、政府といたしましては目下研究の進行中でありまして、まだはつきりこういふ方針をもつて行こうという具体的なものがないのでありますので、さよう御了承を願ひます。

○足鹿委員 大臣のお話を承りました。少し明らかにしたと申すのであります。このいも類に関する總司令部の覚書の二項の末端にありますが、字句が、使つてあると思ふ。配給統制の強化が行われることが期待される。正式文書にかような言葉で強く表現されておる。当時のいも類が問題になりました。同時に、農業団体や農民団体と一緒に心配いたしましたのは、いも類が自由になりまして、さなきだに重いと云われる米麦の割当が、さらに強化されて来るという危惧と申すか、不安と申しますか、そういう点を当時の状態としては皆が心配しておつたのであります。当時からわづか五、六箇月たつたやたない間に、今の大臣の御答弁を聞きますと、別に示唆に基くものではございませんが、政府自身としても重大な転換の段階に達した、こういう御認識にあるようでありまして、いわゆる統制を、今後強化するのでなくして緩和をして行くといふことが、今大臣の御答弁によつて明らかになつたのであります。が、具体的な問題として今後現われて来るものは、雑穀の統制撤廃が必ず出て来る。また早期及び超過供出の奨励金廃止の問題について、非常な不安が現在出て来ておる。また事前割当制の廃止、価格政策がまたかわつて行く。さらに案じられることは、麦類の統制

第二に政府の行う防除措置であります。従来森林害虫の防除は、都道府県知事が、それ／＼実情に依りて、それぞれの方法を講じていたのであります。が、森林害虫の種類により、あるいはその害虫の発生状況によつては、国全体の利益と各都道府県のそれ／＼の利益とは、必ずしも一致しない場合があるので、そういう場合には、農林大臣が必要なる防除措置を講じ得るようになったのであります。

第三に、農林大臣または都道府県知事の行う防除措置に対する、森林所有者等の救済制度であります。防除のため必要な命令を受けた者のために、その命令に対する不服を申し立てる機会を與えるとともに、防除のため必要な命令または処分により損失を受けた者に対し、一定の基準による補償金を交付することとしたのであります。

以上が松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律の内容であります。何とぞ御審議の上すみやかに

が、ことしの出来秋の麦に対しても、さよりなことはいとおつしやいますか、何かしらいもの場合と調運をして、農業団体の方も心配をしておる。こういふ点が四つ五つ出て来ると思うのであります。雑穀問題については、先日来の質疑応答における大臣の御答弁で、御意思はわかつておりますので省略いたします。

第二に、ことしの麦について、超過供出の奨励金の取扱については、どういふふうにお考えになつておりますか。また本年産の米の早期並びに超過供出の奨励金の取扱については、私どもは一々新聞を相手にするわけでもありませんが、事実新聞にいろいろなことが出て参りますと、無用の不安を農民に與え、また団体を刺戟し、必要以上の混乱を今まで生じてきておるのであります。特にこの麦、米に対する早期並びに超過供出の奨励金についての取扱を、御変更になるのであるかどうかということ、この際大臣からはつきりさしていただきたいと思ひます。

○森岡務大臣 先ほども申しました通り、本年の十月、十一月ごろにまきつける麦、これはまだ生産計画も立てておらないのでありますから、まだ何らの約束も結ばれておらないのであります。しかし現在まきつけてある麦、まさにまかんとする程、本年の米に對しましては、すでに生産計画を立てまして、そうしてその集荷、配給等の計画も進めておるわけでありまして、その問題に對しましては変更する考えは現在持っておりません。計画通り行つてもいいし、計画よりおろすか、

○足尾委員 今のところさよりな意思はないという大臣のお話であります。ところが先刻も申しますように、去年の米につきましても、三倍の奨励金に二倍に切り下げられた事実がありまします。また早期奨励金につきましても、實際上においては、検査等級規格がきわめて厳格になつたことによつて、農村の実益は著しく減つております。こゝういふ事実がごく最近にあるのであります。今の大変、超過供出や早期供出のものは、今のところ変更はないという御答弁で、一応了承はいたしました。この率を變更するとか、支給の方法がかわるとか、そういうことについて、将来に對する大臣の取扱い方についての御所見を、もう少し承りたいというわけでありまして。

○森岡務大臣 現在といつたしましては、お約束いたしましたことを變更する意思は持っておりません。しかし昨年は三倍という、これは行政措置的な問題でありまして、それが二倍になりまして、うそをついてだましたといふので、相当私も苦境に立つたわけでありまして、これは特別会計等の関係もありませんが、これは特別会計等の関係もありません。そのときの突進により、また作柄等によりまして、ああいう措置も考えられたのであります。現在といつたしましては、すでに発表いたしました方針で進むつもりをいたしておるのであります。

ここで先ほど申し遅れましたが、司令部の考え方はこうなんです。この供出制度を強くと、かえつて供出ができません。あるいは一部緩和をした方がかえつて供出があるのではないかと、こゝういふ見方をしておるのであります。それで先般私に個人的にお話のあ

りましたのは、三千二百万石を事前割当をしておる。しかしそれをやる場合において、またその補正とか何とかいふのは、政府もずいぶん困つたことになるから、これを二千五百万石内に減らしてみたらどうか。また麦のごときも、もつとずつと減らして、七千万石から八千万石に減らしてしまつたらどうか。そうしてあとは自由にさせてやるというふうな措置をとつた方が、政府は食糧をかえつてよけい確保できるのではないかと、割当以外のどういふものを取上げられるか、それはいろいろ方法もありましようが、とにかく向うはそういう気持を持つていらしうのであります。いものごときも、昨年供出後自由販売にいたしました。いろいろ問題も起りましたが、そうなりまして、かえつていもの供出は、土地によつては減つて来る場合もありましよう。そういう一面自由な立場においたらどうかということ、向うの考え方は政府が買上げて、そうしてあと自由にす

るといふことにすれば、超過供出とかあるいは報奨金といふものは、おのずから意味がなくなつてしまふことと思つておられます。今ではどの程度に生産計画を變更するといふことも考えておりません。やはり先に生産計画いたしました通りのものによつて、二合七勺の配給をやるつもりにしてあります。それから、それで二十五年度の倍率がまだ何ぼといふことを発表したいとおられます。予算はおおよそこれぐらいのものであらうかといふ計画はいたしておられます。まだそれだけのものになるかといふことは計算いたしておりません。

が、大体現在はそのような方針を持つておるのであります。それでありますから、途中で変更いたしましたそのやり方で、超過供出とかいふもの意義がなくなつてしまふかもしれませんけれども、現在は二十四年度に計画いたしましたものは、その通り遂行するといふ方針で進んでおるのであります。それでありますから、本年生産せられ

る麦、米は、従来の生産計画によつて進行して行く。だから早場米、超過供出といふ場合に対しても、幾らかの倍率をもつてこれを奨励して行く方針を持つておるわけでありまして。

○足尾委員 大体これ以上は一つの仮定に立つた議論になりますから、この問題は一応打ち切りまして、食糧政策の全面的な転換に伴い、または公団の存続問題等が起きますと、この間にあつていろいろ問題が發生しがちであります。たとえば昨年のいもの統制撤廃後において、いもの第二会社の方々にできまして、そうして公団にも西敵すの立場の公団職員がその第二会社に關連をして、ずいぶん活躍をされた事実等もあるようであります。これらはいもの際における一つの事実であります。そういふような点からすべてを推測するわけにはありませんが、公団の業務運営上において、不当行為、あるいは不正なと申しますか、そういうようなことは極力これを防止し、不祥事件を未然に処理しなければならぬのであります。これについては過日米経済調査庁から、公団の内容、経理分析をした資料等も私もいたしたいと思つておられます。現実にはそういう事態が起つておる。政府としてはこの大きな問題に

ついて、どのような措置を今までおと

りになつておりますか、また現在どういふ処置を講じておられますか、この点をひとつ伺いたいと思ひます。

○森岡務大臣 公団が廃止されるという予想のもとに、その職員が、将来に對する計画を進めていろいろやるといううわさも立つておるようであります。全然公団の職員としては他の第二会社に關係することは許されないのでありますから、またそういうふうなことを予想して、いろいろの第二会社のものができておるといふふうなうわさされておるようですが、各公団とは全然そういうものは關係がないと御了承願ひたいと思ひます。なお公団経営の内面につきましては、お手元にまわつておるようでありまして、いろいろの点について中央経済調査庁においては意見を持つておらうのであります。農林省といたしましては、これを十分調査いたしました。完全に処理いたしたいと思ひます。このことにお答えいたしました。昨日横田委員にお答えいたしました。その結果を一つさすべく努力するつもりであります。

○足尾委員 これは資料をこれに關連して求めたいのであります。昭和二十四年度産のいもの政府買受總數量、拂下げ總數量、そのうち事故品の拂下げ數量、できれば事故品はどのよう方面にお拂い下げになつたか、それらの資料を御提示願ひたいと思つておられます。この点につきましてもいろいろ地方の声を聞きますと、りつばないものが事故品となつて取扱われるといううなうわさすもあつたのであります。相当つづ込んだ声すらもあつたのであり

○小平(忠)委員 私は内外食糧事情の急変によりまして、この食糧法の一部改正を提出いたしました政府の事情は了とするのであります。しかしながら特に昨年末以来からの吉田内閣の農業政策、特に食糧政策がまったく支離滅裂的な方向にあるという事について、私はこの際農林大臣から日本の農業政策、あるいは食糧政策についての基本的な問題を承りたいのであります。と申しますのは、これは第三次吉田内閣以前、すなわち片山内閣以来からの政府の施策というものが、農民に一方的な強権供出を強いながら、反面に苛酷なる課税を課し、さらに農業生産物資というものは非常に窮乏を、まことに徴々たるものしか配給されなかつた、価格は高い、品質は悪い、こういうふうな実情になつて参つたのであります。特に食糧問題の重要性から考えまして、昨年度は政府は食糧法の一部を改正して、超過供出に対してもこれに法的根拠を與えて、強権供出を強いるというふうな問題が国会に出された、しかしこれは国会において否決をされたが、政府はボ政令をもつてこれを政行して行つたような実情であります。が、本年の食糧事情から見まして、政府はこれを急に一変する態度をとつて、いも類については全面的に統制の緩和なり、供出の買上げに強権をもつてせぬというふうな施策をとらんとする反面に、政府が、これは本国会の閉会後頭から問題になつてゐるのであります。が、国内における食糧生産自給度はどうしてもまだ十分でない、また外国食糧の輸入を仰がなければならぬというふうな観点から、若干の外国食糧を輸入することは明らかであり

ます。しかしそれはまづたく現状を無視したところの本年二十五年度において三百四十万トンに近い歴大な食糧を輸入するといつた政策をとり、反面において国内の食糧については、農民の意思と非常に逆行するような政策をとらうとする、さらに今日農村の現状は非常に金詰まり、あるいは農家経営のどん底に陥らんとしているさ中において、肥料の値上げをするといつたような、まづたく農民の立場を奴隷化しようとするような政策が、露骨に表面に現われているわけである。これに對して、農林大臣は、日本の農業、日本の農民を、従来のごとき農奴的な、しいたげられた生活から、さらに文化的、社会的地位の向上をはかるうとするという点において、一体真剣に考えられるのか。あるいは農民といふものは、非常に無知な、従順なものであるから、適当にこれをだまして、しぼるだけしぼるといふような政策をとらうとするのか、私はその面においてまづたく疑義を持つものであります。少くともそういうふうな矛盾について、農林大臣はこの際日本の農業政策について、根本的な一つの考え方を明らかにしていただきたい。と申しますのは、どうも今日の日本農業の段階といふものは、農民に對しても、あるいは戦後新たに発足した農業協同組合に對しても、政府が真剣に保護政策をとらなかつたならば、まづたく日本の農業は救われなかと私は考えておるわけでありまして、これに對しまして、農林大臣の明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○藤岡務大臣 小平君はどういうようにお考えになつておられるのか、どうも私と考へ方が違つたのであります。私の農業政策は、たゞこの委員会に申し上げておきますから繰返しません。決して政府は、今あなたの考へられておるやうに農民を見ていやしません。現在の税制なんかは、さきの前々内閣がつくつた税制でありまして、これを今改正して、安くすることまで考へておる、二・六……(発言する者多し)そういうふうにして税制を根本的に改正して、農村を世界の輸出貿易に耐え得るやうに農業政策を立てておるのが、現在内閣のやつておることであるので、あなたの言うやうな、農奴だとか何とかいつたやうなことは考へておりません。もつと真剣に考へておるべきであります。そういうことは毛頭考へておりませんが、いくら言論の自由かもしれませんが、そんな乱暴な批判をされては困ります。どうか今後注意していただきたいと思ひます。

○高田(實)委員 今のことは……
○小笠原委員 各委員に御注意申し上げますが、みな議論でなく、質疑の程度に終つて下さい。
○高田(實)委員 ただいまの小平君の御質問に對して、たいへん御憤慨のようですが、これは偽らない農民全体の考へ方です。それはこゝろいう意味です。つまり大臣は、国内の自給度を高めるとか、農民を保護するとか言われたいけれども、今の国際的な要請に沿つて、大臣が自分でも怪しいと思つて、大いに輸入計画を立てて、そのために輸出の方もほんとうに飢餓輸出に全力をあげなければならぬやうな態勢に国全体を持つて行つておるので、それから、そういういたしますれば、どうも農林に對して投資する部面が非常に

に少い、農地改良費も少い、それから開墾もほとんど打切り同様だといふことになつてしまつたのであります。自給度を高めるとか、農民を保護するといふことは、單なる言葉としてはそういう言葉はありまして、事実においてはその方向へ行つておつて、實際においては、農民を苦しめることなしに、三百四十万トンの輸入、そのための輸出はできないのです。だから、この点はつきりしておる以上、大臣はもつと率直にあなたの御信念に従ひまして、農民はがまんしてやつてくれませんか、今は農村の犠牲になることなしに全体としての国の政治はできないのだといふことを、率直に大胆に言われたい、農民の協力を得る方が、責任ある政府としての態度であります。それを甘やかすやうな、何か逆を言つておられるが、あたかもできるかのように、自給度を高めるとか保護するとかいふやうな、できないことを知りながら、これを言うことは欺瞞になる、この点を言つておるのであります。農林大臣は責任をもつて、今やつておられる政策の通り、ぜひとも農民は耐乏生活をやつてくれ、もつと苦しいのに耐えてくれといふことを、なぜ言われぬかといふことを私は伺いたないのであります。

〔答弁の要なしと呼ぶ者あり〕
○石井委員 ただいま農林大臣から、民自党といつたしても、また吉田内閣といつたしても、農村に對しましてはいろいろと案にする、従来税金問題等につきましては、いろいろと深甚の注意を拂つて、その点農村の負担を軽くしたい、こういうことを聞きまして、われわれとしてせつつかくその努力を祈つてゐるのであります。二十三年度の農村の所得税を見ますと、三百七十億といふものが目標であり、二十四年度は四百九十億、こういう線になつて來てゐるのであります。ところが、二十四年度の所得税を見ますと、農村におきましては、その中においてかんしよの超過供出があり、あるいは麦の超過供出等がありまして、農村の所得が非常にふえておつて、目標以上の所得税が課せられてゐるといふやうな実情になつて來てゐるのであります。ところが、今度の所得税改正を見ますと、一応今年の所得の申告の最終決定に基きまして今二十五年度の所得の申告をしる、こういうやうな形が現われて來ております。特別の災害その他がない限りにおいては、二十四年度の最終決定が基準となつて二十五年度の申告をしる、こういう状況になつておりますが、今度の食糧管理法その他の改正を見ますと、超過供出その他が次第になくなるというやうな形が見えて來るのであります。そこで今年の所得の申告は、超過供出その他によつてふくらんだ二十四年度の最終決定を基準として申告をさせられることになり、農林は非常に重大なる立場になるのであります。ところが、こういうやうな点につきまして、農村の所得は二十四年度より二十五年におきましては、超過供出等がなくなる關係上、それらは考慮されて申告すべきであらうと思はれるのであります。それらの点につきまして、農村の負担をいろいろと御心配なされる農林大臣として、では、どんなやうな考へをもつて大蔵当局等に折衝されておるか、承りたいと思ひます。

持、さらに政府当局がこの日本の一大農業危機をいかにして打開しようかというときに際して、森農政に対する絶大な奮起を要請する意味から、かつての農政の政策をまた再びここにおとりになつては困るといふような表現を——速記録をならんになればちやんとわかりませんが、そういう表現をしたにもかかわらず、大臣が非常に興奮されたといふことは、私はまことに遺憾に思ふのであります。しかし、さういふ点ではなくて、真剣に……。

○小笠原委員長 質疑の点を言つてください。前の繰返しの自己議論は抜きにして……。

○小平(忠)委員 簡潔にという委員長のお説もありませんので、簡潔に御質問申し上げます。

大臣のただいまの御答弁によりますと、すでに日本の食糧政策については、一つの大きな転換期が来たとおるといふ観点から、昨年強行されたポ政令は、すでに現在の森農政の考え方から見ると、無用のものであると私は考へるのであります。従いまして、政府はこのポ政令を撤回する意思ありやなしやという点が第一点。

次は本年二十五年度の生産割当であります。これにつきましても、知事会議なりあるいは局長の全国協議会等におきましても、非常に苛酷であるといつたような批判があるわけでありませう。それで最近仄聞するところによりますと、この割当を軽減するかのどき話も、実はちらほら出ておりますが、これに対してそのような意思があるかないかという点が第二点。

次は二月の六日にマーカット経済科学局長から出された非公式の覚書によ

りますと、いわゆる下級いもでありませうが、かんしよの場合において一、二等以外のものについては買上げをしないといふことになるようでありませうが、そういういたしますと、この取締りの問題が非常にさうなつて来る。特に公団小委員会のときにも、油糧の統制撤廃のうちで、結局米ぬかとかあるいは魚油といふものが、廃止になつた場合に、統制として残される菜種油あるいは大豆かす油といつたようなもの、そういう統制品と統制外の取締り、こういう点について、私は政府当局が確たる御方針がないと、今後重大問題を惹起すると思ふ。この点について大臣はいかなるこれに対する取締りの方策を考へておるか。これが第三点。

それからもう一点お伺いしたいのは、今日のごとき食糧事情、本年の七月ごろの食糧事情から見ると、現在の二合七勺からさらに二合八勺にしてもいいというふうな、これは大臣の意思ではないが、少くとも政府の最高幹部の方々が、そういうふうな言明されておるのであります。そういう現状から見ますときに、私は現在農村に大きな矛盾があると思ふ。これは昨年から強調しているところでありませうが、畑作地帯における農家の還元米についてどうであるかという点、これは米をつくつてないためにその交換米を受け、交換米の価格が現在の供出価格が石四千二百五十円、消費者価格が六千七百五十円、二千五百円も開きがある。こういうべらぼうな価格で配給されておるといふ点で、非常に畑作地帯の農民は憤んでおる。この点について大臣は、この交換米について、従来通りの方針をおとりになるお考えか、お伺い

したいのであります。最後に食管法の中で非常に大きな問題は、この食糧配給公団の行き方につきましても、特に大きな転換をなそうとしておるわけでありませうが、その際に私にたいし申し上げましたように、供出価格が基準価格四千二百五十円で、消費者価格との開きが実に二千五百円という莫大なものがあるわけですから、この内容については、政府当局にたゞ、その資料の提供を要求いたしておるわけでありませうが、これに対する詳細なる資料の提供がまだかつてないのであります。この点について私料その他の内容が明確にならないといふと、単に食糧配給公団の方式を民間委譲の方向に持つて行つても、ここに重大問題があると思ふ。この点をひとつ明かにしていただきたい。以上で私の質問を打ち切ります。

○森國務大臣 御答へします。ポッダム政令は廃止する意思はありません。割当の補正をするか否かという問題については、先ほど足鹿委員にお答えした通りであります。

油は、大豆油は統制いたしております。菜種油は全面的統制ではありませぬ。一部民間に保有させておられますから、その供出さえ完納いたしますれば、検査に対して不公正な取扱いは受けようはずはないと存じております。

また還元米といふものは原則としてあるはずがないのであります。しかしながらやむを得ない場合において、販路農家と名づけられるのであります。寡小農家の人が米をかうという場合においては、これは消費者価格によつて行くのであります。しかしこの供出制

度が公正に行われておらないで、末端において部落単位に割当されるとか村単位に割当されるとかいうことがあるために、どうせもらわなければならぬけれども、一応供出しておこうという場合ができておるようでありませう。それを還元米とおつしやるのであります。さういふものに対しては公団マージンなしに、特別の価格をもつて従来よりはからいをしておるはずでありませう。なお米の生産者価格と消費者価格の差は、幾たびもここで御議論になり、確かに資料は提出しておるはずでありませう。決してややくしく、この間に曖昧模糊たるものはないのであります。はつきりとこれだけの価格で買

い、この価格に対しては、超過供出なりあるいは早場米なり、いわゆる主食全般の価格によつて消費者価格がきまつておるのであります。決していいかげんな価格によつて推算されておるものではないのであります。なお詳しくいことが御必要であれば、数字を事務当局から別に提出させてもよろしい。

これは予算委員会においてもやましく何回も出て、何回も発表されておるもので、これは決してやましい数字ではないのであります。

○横田委員 申し合せとかによりまして、あつさり質問いたします。先ほど山口君の質問に對しまして、森農林大臣は米穀検査官のように厳格におなりになりました。そして悪い米は安く、いい米は高く買ふと言われましたが、共産党の聞きたいのは実はここなんです。統計を見ますと、しかも政府発表の統計によりますと、二十一年の米穀検査の結果は、一等米が六五%出ております。それが二十二年には四八%に

なり、二十三年には一八%になつております。二等米は二十一年には二七%、二十二年には三五%になり、二十三年には四一%になつております。三等米は二十一年には七%であつたものが、二十二年には一五%になり、二十三年には三四%になつております。これで見ますと、大臣がどういふふう

に開き直らましても、等級の悪い、値段の安いのが多くとられておるのであります。ここを私が問題にするのであります。なぜ問題にするかと申しますと、等級の悪いといふのは金額が安いといふことであります。だから悪い米をたくさんおとりになつた結果は、農村に拂うところの供米代金が少いといふことが一点であります。それをお認めになるか、ならないか。それから日本の国の米の生産は、戦後徐々に向上していると言われているのであります。戦後徐々に米の生産が向上しておるながら、しかもなぜ米の品質が低下しているか、ここに矛盾があるのではなからうかと思ふのであります。その反面外国から買ひになるところのくさい米は、日本の品に合わぬほど私たちは非常に品が悪いと思ふのであります。ところが大臣におかれましては、日本のいわゆる一等、二等、三等、四等、五等に大わけした中でこの外米は何等に合ふようにおきめになるか、このことが一つ。それから外国から悪い米をおとりになつた結果、今度の週刊朝日にいふことが載つております。「いのちなき米の哀しさよ、パラパラと、すくえば、箸の間より落つ」一月と二月には外国食糧の、しかもくさい食糧が二、三分混合配給されております。三月にはこれが五分分には

ね上つております。それから本年は外米が九十万トン入る。そのうち十萬トンは韓国の米であつて、従つて米の配給のうちの三分の一は、外国食糧が配給される。だから大都會は大休今後は月十五日の米の配給のうち、五日分は刑務所に入つたようなもつそ飯を食わなければならぬ、こういうことが言われているのだから私が開きたいといふのは、要約いたしますと、第一点といたしまして、徐々に日本の米が品質が悪くなつてゐる。これは一体どういふわけでございますか。農村に対して供出代金を拂うのが惜しいがために、こういうことをされるのか。第二点は、なおそうであるにもかかわらず、外国から日本の品に合わないような悪い米を買つておられる、それを日本の米に直しますと、一体どういふ品格になつておられるのか、この点を開きたいのです。

○森岡務大臣 米の検査基準を定めることは非常にむずかしいのであります。これは科学的によつておられます。農林省の食糧研究所へ一度おいでくださいれば、米の等級をきめるために、いかに苦心しておるか、あるいは麦の等級を定めるために、いかに科学的に苦勞しておるかということがわかります。それでありまして、農産物の標準決定は、一つの規格があるのであります。その規格によつて年々検査をするのであります。今年もゆるい検査をした来年はきつい検査をするというようなことはありませぬ。この検査のパーセントをおあげになりましたが、それはその年の作況がさうなパーセントをあらわしたのであつて、決して検査規格が左右されたものでないとい

うことを御了承願ひたいと存じます。それから外国の米は、日本のどういふ等級に合うか。これはまつたくもちと、うるを比較するようなものでありまして、外国米は外国米の特質を持つております。いかにいい外米を入れましても、日本の米のような粘着力はありません。これは外国米の特徴であります。韓国の米、台湾の米は、日本がかつて改良いたしましたから、ほうらい米あるいは朝鮮米といつて、内地の米とかわりませんけれども、外国の南方の諸国の米は、その品質において日本とまつたく違ふ米であります。しかし食糧が足りませんから、しかたないと思ふ米でも、輸入しなければならぬような状態でありまして、これは決してどんなものでも輸入するというわけではありませぬ。先般ピルマの農林大臣が参りましたときにも、先般輸入された米に対しては相当きつい批判を加へまして、今後ああいう米なれば、断じて日本は受取らない。あれはどこでああいう油臭いものができたのか。この外米買付に對しては、先方に駐在員があるといふのであります。しかし今便宜に、ある商會の人に検査さすような方法をとりました。できるだけ新しい方法のいい米を安く日本に買取るという手段を行つておるわけでありまして、今後各地に商務官が派遣され、設置されるようになりますならば、まつたくこちらの考えが向うに反映いたしました。意のごとく輸入ができると思ひますが、今までは、御案内の通り、めくら貿易になつておりますために、ときによつては思わざるものが輸入さ

れるといふことがありますので、政府といたしましては、一日も早くさういふ弊害のないように欠点のないように改正して行きたい、かように考へておるわけでありまして。

○高田(電)委員 昨日も大臣にお願いしておいたのであります。公団の改廢問題を議するにあたりまして、目下各公団の経理の乱脈が、当局の手によつて調査されておるといふことを一般に報道されておりました。その内容を詳細に発表を願ひ、これに對する政府の対策等につきましても、詳細にお聞きした上でないかと公団の改廢問題については、われわれ審議が進められないのであります。そこで今日とはちあはず今まで調べました範圍内でわかつた具体的な事実を御説明願ひたいと思ひます。ですから私、單なる質問というのではなく、このことは非常に重要問題です。一応御説明を詳細に願ひました上で、それについて審議をどう進めて行くかといふことが当然問題になるので、これは慎重にやらなければならぬと思ひますので、ここにおいでになつておられる係官の方から、とありあはず具体的な事実を、できるだけ詳細にまづお伺ひしたいと思ひるのであります。

○木村(武)政府委員 お手元に農林五公団業務運営状況の内部監査という資料を提出しておきましたので、それによつて御説明申し上げたいと思ひます。大体御質問が簡潔書になつておりますので、その内容をこちらでとりまとめて申し上げた形になつておるわけでありまして。

最初は剰余金の内部留保の問題でございます。私どもは二十三年の後期決算を調査いたしましたのでありますが、ここに書いてございますように、農林五公団の全部にわたつて、いわゆる内部留保はどういう形でやつておるかお申しますと、具体的に相手方のない未拂い諸掛勘定といふのを立てまして、それを一應決算で落して二十四年度に未拂い諸掛勘定として引継いでおる、こういうかつかうであるわけでありまして、これは具体的な相手方がありますれば、もちろん問題のない、正当な経理のやり方でありまして、それが具体的な相手方がないという点で、ちよつとぐあいが悪いと思つておるわけでありまして。しかしいづれも、こういう段階で発見されまして、ここに書いてございますように、二十四年度の雑益にそれを計上いたしましたり、あるいはまた肥料公団のような場合には、二十三年度の後期の決算を全部改訂いたしました。それを全部表へ出した、こういうかつかうでやつたものもありまして、全部その経理上の始末はおつた。こういうかつかうになつております。

次に浮き貸しの問題のお尋ねがあつたのであります。私どもは、これはもちろん刑事事件になるわけでありまして、さういふ刑事事件の問題まで掘り下げてみるというふうな行き方ではない、むしろさういふことゝ起り得るような事情にあるというふうな点を掘り下げておる、こういうことでありまして、その点はむしろ四番の利子の支拂いについてというところの問題として、さういふことが起りがちな会計の事情であつたといふふうにお考えおきを願ひたいと思ひます。

次は運賃の支拂いの問題であります。これは私どもが帳簿を見ました二十三年の後期ごろから、急速に賃率がつつて行つたわけでありまして、この実勢にフォローして行けば、相当節減ができたといふのかかわらず、その節減がなされていなくということになつております。一般の市場実勢でありまして、相当低いわけでありまして、そのかわり若干ぐあいが悪いのは、第二會社のものがある。それが第二會社に引受けますものとの間に相当な差やとりになつておる。それが第二會社の段階で、第二會社に吸いとられておる、こういうかつかうになつておるのが相当にある。ここに書いてございまして、たゞは食料品配給公団の乳製品局あるいは飼料配給公団というふうなものにこれが相当顯著に現われておる、こういう状況でございます。

次は利子の支拂いでございますが、これは浮き貸しなどの起りやすい会計がこういうところにあるといふことを物語つておるわけでありまして、俗っぽく言へば、結果的にいへば銀行に非常にサービスしておるといふふうなことになつておるわけでありまして、ここに数字をあけておられますように、相当巨額な手元の資金を、無利子で当座預金その他へ融通しておる。たとへば飼料配給公団は九八%も当座預金にまわしておる。こういうふうな状況になつておるわけでありまして、それから利子の支拂いの状況が、受取り利息と比べまして相当ひどい倍率になつておる。たとへば二十四年の前期で申し上げますと、油糧配給公団の受取り利息と支拂い利息との倍率は支拂い利息の方が三十倍になつており、肥料配給公団で三

十八倍、食料品配給公団で二十四倍、飼料配給公団で四十倍、こういうような状況になつておるのであります。この原因はここに書いてございますように、今の受取りの方は当座預金等で無利子で預金しておる。ところが片方、期限前に償還可能な相当の利付の短期負債を抱えておる。それから売掛金があるが、その売掛金はC O D 売りが原則であるというので、ほとんど利息をとつておらぬ状況で、さらに最近公団の在滞貨が増加いたしました。買掛金というより形で相当残つておる。たとえば食糧公団の場合でございますと、食管特別会計に借りになつておる。そこで食管特別会計に対しての利息は支拂わなければならぬ。これは二十五年度からは改善されますけれども、そういうようなことが、さような事柄を物語つておるわけでありまして、

て、午後三時再開することといたし、休憩いたします。
午後一時十三分休憩

午後三時十二分開会

○小笠原委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

それでは肥料配給公団令の一部を改正する法律案を議題とし、その質疑を継続いたします。

今のところ質疑の通告もないようでありまして、本日はこの程度にとどめまして、次会は明後二十七日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後三時十三分散会

次は滞貨の状況でございますが、第(四)表の通り、工場買取方式、出荷指示買取方式のものは、相当滞貨数がふえております。しかしこれは、従来のいろいろなる例がございますので、そういう例に依りて、公団が解散の際に背負いこまないようにということで、関係当局でいろいろ努力しております。

お尋ねの点につきましてはの私どもの調査資料は、大体さような状況でございます。

○小笠原委員長 これにて通告者全部の質疑は終了しました。よつて両案に対する質疑は終局いたしました。
午前中の会議はこの程度で止めま